

▶6月のマイナンバーカードの時間外交付日(要予約)は**10日・24日** 詳細はこちらから▶



【申請手続きが必要です】
仙北市経営安定資金利子補給金について

【問合せ】商工課 ☎(43)33551

仙北市では、秋田県中小企業融資制度経営安定資金(新型コロナウイルス感染症対策・危機関連連枠・危機対策枠・危機対策特別枠)の融資を受けた方が、各金融機関へ支払う利子の一部を負担します。次の融資を受けた時点において、市内に代表者住所がある個人事業主または本社住所がある法人で、秋田銀行・北都銀行・羽後信用金庫のうち、仙北市外の支店で融資の申込をされた方は、市へ利子補給金の申請手続きが必要になります。※仙北市内の支店で融資の申込をされた方は、金融機関が申請手続きを行うため、申請手続きは必要ありません。

ホームページ↓

- 新型コロナウイルス感染症対策枠・危機関連連枠/令和4年3月31日までに融資を受けた方
- 危機対策枠・危機対策特別枠/融資を受けた日から3年経過している方
- 申請期限/7月15日(水)まで
そのほか詳細については、ホームページをご確認いただくか、商工課までお問い合わせください。

防災情報伝達システム「@せんぼく」

【別受信機による時報放送の開始について】

【問合せ】総合防災課 ☎(43)1115



昨年度から運用を開始している防災情報伝達システム「@せんぼく」について、戸別受信機の常時稼働確認および機器の点検を兼ねて、6月1日(月)から次のとおり時報放送を開始します。本放送は緊急情報ではありません。音量は受信機の音量調整ボタンで変更可能です。生活リズムの目安として

- 活用いただくとともに、機器の動作確認の一環としてご理解とご協力をお願いします。
- 開始日時/6月1日(月)正午から毎日
- 放送時間/朝7時、正午、夕方5時
- 放送内容/仙北市民歌(イントロ部分)

農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します

【問合せ】農業委員会事務局 ☎(43)22009



12月19日で任期が満了するのに伴い、農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します。農業委員などの職務内容など、詳しくは農業委員会だよりに掲載しましたのでご覧ください。

- 応募要件/農業に関する識見を有し、農地などの利用の最適化の推進に関する事項、そのほか農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方。
- 推薦・応募方法/所定の様式に必要事項を記入し、農業委員会事務局へ持参または郵送してください。

※必要な書類は農業委員会事務局、田沢湖・西木市民センター、各出張所にあります。仙北市ホームページでもダウンロードできます。

● 応募期間/6月18日(木)～7月17日(金)(必着)

ホームページ↓

募集人数・任期	
農業委員	農地利用最適化推進委員 (地区割りによる)
人数	17人
任期	12月20日～ 令和11年12月19日
	委嘱された日～ 令和11年12月19日



屋内で遊べる公共施設を無料開放します

【問合せ】管財課 ☎(43)1114



現在、市内においてクマの出没が相次いで確認されていて、子どもたちが屋外で安心して遊べない状況が続いています。子どもたちが安心して楽しく過ごせるよう市内の屋内公共施設を無料開放します。詳しい日時などについては左の二次元コードからご確認ください。

詳細はこちら↓

- 期間/当面の間(土・日曜日のみ)
 - 無料開放施設/
 - 【角館地区】西長野コミュニティセンター体育館
 - 【田沢湖地区】田沢交流センター体育館
 - 生保内武道館
 - 神代体育館
 - 神代武道館
 - 市民会館(1F、2Fロビー)
 - 【西木地区】西木総合開発センター(1F宿泊研修室・婦人研修室・2F集会室)
 - 西木庁舎(市民休憩室)
- ※西木庁舎のみ毎日9時～16時まで利用可能です。

国民健康保険税の子ども・子育て支援金制度について

【問合せ】税務課 市民税係 ☎(43)1117



令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が始まります。この制度は、全世代からの納付金により、子どもや子育てを社会全体で応援する仕組みであり、財源は加入している医療保険から徴収することになります。そのため、国民健康保険において

では、従来の「医療分」、「後期高齢者支援金分」、「介護保険納付金分」に「子ども・子育て支援金分」を上乗せして納付いただくこととなります。なお、税率については6月議会にお諮りするため、7月号の広報で改めてお知らせします。

5月30日～6月8日は「海ごみゼロウィーク」

【問合せ】生活環境課 ☎(43)33008



海ごみの約8割は陸(街)由来とされ、一度海に流出したごみを回収することは困難となります。増加し続ける海洋ごみの対策を目的として、5月30日(ごみゼロの日)・6月5日(環境の日)・6月8日(世界海洋デー)を含む、5月30日(出)～6月8日(月)を「海ごみゼロウィーク」と称し、全国的に清掃活動と呼びかけています。

※清掃活動を実施した場合のごみ処分は、「春の一斉クリーンアップ」と同じ方法で回収しますので協力をお願いします。

- 海のごみを減らすために内陸部の私たちができること/
 - ▶ ごみのポイ捨てや不法投棄はしない(軽いごみは、風に飛ばされて水路や川に入る恐れがあります。)
 - ▶ 食べ物やごみの入った袋を外に放置しない(カラスが袋をつつくことにより、ごみを散乱させ水路や川に入る恐れがあります。)
 - ▶ 農業用マルチやブルーシートなどを田畑の周りに放置しない(大雨に伴う増水で、水路に流れ込む恐れがあります。水路が詰り、被害を大きくする恐れがあります。)

身体障がい者巡回相談(肢体)を実施します

【問合せ】福祉政策課 障がい福祉係 ☎(43)22888



秋田県身体障害者更生相談所による巡回相談(肢体)を次により実施しますのでお知らせします。

- 日時/①7月1日(水) ②9月30日(水)
- 受付/9時30分～11時
- 診察/10時～12時

● 場所/大仙市立大曲中央公民館(大仙市大曲日の出町2丁目6-60)

☎0187-63-6101

- 対象地区/仙北市、大仙市、美郷町
- 実施内容/身体障害者手帳の相談・補装具の医学的判定および医療相談

※補装具の申請手続きをする場合は、身体障害者手帳・マイナンバーカードまたは通知カード(本人確認書類として運転免許証などが必要)を持参ください。

※感染症の拡大防止のため、次の症状①②③④(倦怠感)、④(息苦しさ)呼吸困難がある場合は来場の自粛をお願いしていますので、体調面に不安がある方は後日個別に相談させていただきます。また、来場にあたってはマスク着用にご協力ください。

国民健康保険税の特別徴収(年金天引き)について

【問合せ】税務課 市民税係 ☎ (43) 11117



国民健康保険税を年金天引きで納めていただくことを「特別徴収」といいます。
年金を受給される方の国民健康保険税は、地方税法の定めるところにより、原則受給されている年金から天引き(特別徴収)されます。

従来、口座振替や納付書で納付されていた場合でも、特別徴収が優先されますが、納付方法変更申出書を提出することにより口座振替による納付へ変更ができます。

なお、納付書による納付への変更はできません。

●特別徴収に該当する条件／次の条件全てに当てはまる場合です。

- ① 国民健康保険加入者全員が65歳以上74歳の世帯であること。
- ② 国民健康保険加入中の世帯主が今年度に75歳に到達しないこと。
- ③ 世帯主の年金額が年額18万円以上であること(ただし、年金は担保に供していないものに限りません)。
- ④ 介護保険料の年金支払額と国民健康保険税の合計が当該月に支払われる特別徴収の対象となる年金額の2分の1を超えないこと。

●納める時期および算定方法

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年所得が確定するまでは、仮算定された国民健康保険税額を納めます。			前年所得が確定した後は、本算定された国民健康保険税額を納めます。		
新規で特別徴収に該当する場合 前年度税額をもとに仮算定します。 1回分=前年度年税額×1/6			新規で特別徴収に該当する場合 7月、8月、9月は普通徴収となり、残りが特別徴収となります。		
継続して特別徴収に該当する場合 前年度2月の特別徴収額と同額が1回分となります。			継続して特別徴収に該当する場合 年税額から仮徴収税額を差し引き、残りを3回に分けます。		

新たに国民健康保険税が年金から天引きされる場合、7月、8月、9月は、納付書により納付する方法(普通徴収)で国民健康保険税を納めていただき、10月以降は、10月、12月、2月に支給される年金から天引きされることとなります。

前年度から継続して年金から天引きされる場合など、4月、6月、8月に国民健康保険税が年金から天引きされたときは、今年度の国民健康保険税の算出額から、4月、6月、8月に年金天引きされた額を差し引いた額が、10月、12月、2月に支給される年金からの天引き額となります。

食料品を募集しています (フードドライブ)

【問合せ】福祉政策課 ☎ (43) 22555



ご家庭で眠っている食料品はありませんか? 市では、食料品を集める運動(フードドライブ)を実施しています。みなさんからお寄せいただいた食料品は、「一般社団法人フードバンクあきた」にお届けし、そこから食事に不自由されている方々への支援に活用されます。みなさんの温かいご支援、ご協力をよろしくお願ひします。

●実施期間/期間を設けず通年で行っています。
●受取窓口/福祉政策課(角館庁舎)、各市民センター、各出張所、社会福祉法人仙北市社会福祉協議会(西木庁舎)

●ご提供いただきたい食料品/

- 穀類(米・乾麺・小麦粉など)
- 調味料(みそ・醤油・マヨネーズなど)
- 缶詰(魚・肉・果物など)
- お菓子類
- インスタント食品
- レトルト食品

●ご提供いただきたい食料品の条件/

- 包装や外装が破損していないもの
- 生鮮食品以外のもの
- 未開封のもの
- 消費期限が明記されていて、1か月以上先のもの
- 包装や外装を移し替えていないもの(お米は除く)

※これらの条件を確認のうえ、状態によってはお持ち帰りいただく場合もありますので、予めご了承ください。



就学や教育に関する相談会を行います

【問合せ】北浦教育文化研究所 ☎ (43) 33307



子どもの発達や気になる行動への対応、就学に関する相談などについて、保護者を対象に教育相談を行います。

- 日時/10時〜15時
- 前期:7月10日(金)
- 後期:8月24日(月)
- 場所/仙北市上野庁舎2階会議室 など
- 相談申込/北浦教育文化研究所に電話でお申し込みください。前期は6月30日(火)正午、後期は8月7日(金)正午までに連絡をお願いします。また、保育園・こども園・小

学校・中学校から「教育相談票」を受け取り、必要事項を記入して、当日会場に持参してください。
※昨年に引き続き、今年度も保護者の方のみとの相談とさせていただきます。
※お子さんの来場はご遠慮ください。
※相談会当日、発熱や倦怠感などの症状がある場合は、担当まで連絡してください。

●担当/北浦教育文化研究所 山部 幸信

せんぼく(こま)くプラン事業

【問合せ】福祉政策課 ☎ (43) 22555



市では、経済的な理由や家庭事情により生理用品のご用意が難しい方への支援として、無料で生理用品をお配りしています。お名前、ご住所などはお伺いしませんので、支援の目的をご理解のうえ、お気軽にご利用ください。

- 対象者/仙北市に在住の方
- 配布窓口/
- 田沢湖庁舎(1階)田沢湖市民センター窓口
- 角館庁舎(1階)角館市民センター 総合案内

●西木庁舎(1階)西木市民センター 窓口

●配布用品/生理用ナプキン お一人1回1パック

※毎月1回まで

●受け取り方法/初回は、各市民センター窓口で「せんぼくこま」カードと生理用品をお渡しします。2回目以降は、カードの提示のみでお渡しします。

「避難行動要支援者名簿」への登録・更新のお知らせ

地域で支え合い、災害時の安心を形に

【問合せ】福祉政策課(角館庁舎) ☎ (43) 22555



市では、地震や風水害などの災害時に、自力での避難が難しい方の安否確認や避難支援を円滑に行うため、「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

この名簿は、対象となるご本人の同意により、平時から民生児童委員、社会福祉協議会、消防、警察などの関係者と情報共有し、地域の見守り活動や災害時の安否確認・避難支援が行われます。

●対象となる方/仙北市にお住まいの在宅の方で次のいずれかの条件に該当し、避難に手助けを必要とする方

- 身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が肢体不自由および視覚障害にあっては1級または2級の方、聴覚障害にあっては2級の方
- 療育手帳の交付を受けている方で、障害の程度がA以上の方
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障害の程度が1級または2級の方
- 要介護認定者で要介護度3以上の方

65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯に属する方

●特定医療費(指定難病)受給者証を所持している方

●そのほか、市長が認める方

●登録および同意について/名簿への登録および関係機関への情報提供には、「ご本人(またはご家族など)の同意が必要」です。対象となる方には、お住まいの地域によって到着時期が異なりますが、6月から9月にかけて順次お知らせの封筒を送付する予定です。封筒が到着しましたら内容をご確認のうえ、ご提出をお願いします。 ※以前申請書を出したご名簿登録済みの方へも、名簿情報を更新するため送付します。

●個人情報取扱い/提供する情報は、氏名、住所、連絡先、支援の必要性など、避難支援に必要な項目に限ります。これらの情報は、災害時または災害のおそれがある場合における避難支援などの目的以外には使用しません。

●ご理解とお願い/本名簿は、地域の支え合いによる避難支援を目的とするものであり、必ずしも支援を保証するものではありません。日頃からの備えや早めの避難行動にもご協力をお願いします。



仙北市病院事業経営健全化計画に関する 住民説明会のお知らせ

仙北市病院事業は、令和6年度決算において事業規模に対する資金不足額の比率（資金不足比率）が、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第23条第1項に規定する経営健全化基準（20%）を大きく上回る35.1%となり、同法の規定に基づき「経営健全化団体」となりました。このため、令和7年9月から12月まで個別外部監査を実施し、その結果の報告を踏まえ、早期に経営の健全化が図られるよう「仙北市病院事業経営健全化計画」を令和8年3月に策定しました。

この計画に関する住民説明会を次の日程により開催します。お住まいの地域に関わらず、どこの会場にも参加することが可能ですので、ご来場ください。

計画については、市のホームページの「行政情報」の「行政計画」に掲載されていますので、ご覧ください。

開催地区	開催日時	開催場所
田沢湖	6月22日(月) 18時30分～20時30分	田沢湖総合開発センター 1階 大集会室
	7月11日(土) 10時～12時	
西木	6月30日(火) 18時30分～20時30分	桜木内公民館 2階 大会議室
	7月2日(木) 18時30分～20時30分	西木総合開発センター 2階 大集会室
角館	6月27日(土) 10時～12時	角館交流センター 多目的ホール
	7月9日(木) 18時30分～20時30分	

※参加にあたって申込の必要はありません

問合せ / 仙北市医療局 経営戦略室 ☎ 54-2116 FAX 54-2715
メール : iryoukanri@city.semboku.akita.jp

仙北市スポーツ少年団の指針・目標

問合せ / スポーツ振興課 ☎ 43-3390

仙北市スポーツ少年団では、団員の健全育成と安全で充実した活動の推進を目的として、活動に関する指針および目標を制定しています。

- ▶ 週あたりの活動日数は4日以内とし、3日以上「休止日」を確保する。
- ▶ 第3日曜日は、原則として活動休止日とする。
- ▶ 平日の活動時間は2時間以内とする。
- ▶ 大会や練習試合の回数を精選し、団員に身体的・精神的負担がかからないようにする。



私たちは、「スポハラ」のないスポーツ界を目指します。

指針・目標に沿った活動をしましょう

これからのまちづくりに向けた ワークショップへ第2回を開催します

【問合せ】建設課 (43) 22615



ワークショップでは、参加者の皆さんと一緒に未来に向けた取り組みを考えることを目的としています。

市民の皆さんの考えを参考に地域の身近な環境をより良くするために、多様な視点からアイデアを集め、「仙北市都市計画マスタープラン」および「立地適正化計画」に反映するためのワークショップです。

第2回では、参加者の皆さんの生活行動（よく行く場所・よく利用する施設）や、これから地域で取り組んでほしい施策やまちづくりのアイデアについて話し合うことを予定しています。お住まいの地域に関係なく、各地区の参加者と交流し、新しい考えや気づきを学びながら、ティータイムミーティング方式（お菓子や飲み物を楽しみながら進める会議スタイル）で行います。開催期間中は、何度でも参加いただけます。参加を希望される方は、申込フォームまたは仙北市建設課までお電話でお申し込みください。

申込フォーム↓



- 日時・場所 / 開催期間中は何度でも参加できます。
- ▶ 角館地区 / 7月13日(月) 18時30分～20時 角館庁舎2階会議室
- ▶ 田沢湖地区 / 7月14日(火) 18時30分～20時 田沢湖総合開発センター会議室
- ▶ 西木地区 / 7月15日(水) 18時30分～20時 西木総合開発センター会議室
- 対象 / 仙北市民（中学生以下の方は保護者（大人）の方と一緒にご来場ください）
- 参加費 / 30名（先着順）
参加費 / 無料
- 申込期限 / 7月3日(金)
- ※電話による受付は、平日9時～17時となります。

市民会館「松山隆宏」ロビーコンサート

【問合せ】仙北市民会館 ☎ (43) 3143



全国を行脚し年間130ステージを超えるパフォーマンスを披露している「松山隆宏」がコンサートを行います。令和6年の以来の開催です。前日も多くの喝采を浴びたライブをお楽しみください。

- 日時 / 6月21日(日) 14時開演（13時30分開場）
- 場所 / 仙北市民会館
- 出演 / 松山隆宏
- 入場料 / 無料
- ※全席自由（入場券不要）



教科書展示会

【問合せ】仙北市教育委員会 北浦教育文化研究所 ☎ (43) 3387
秋田県教育庁南教育事務所 ☎ 0182(43)1101



令和8年度教科書展示会を次のように開催します。各教科書会社から出版された教科書を実際にご覧いただけますので、お気軽にご来場ください。

- 開催期間 / 6月13日(土)～6月28日(日)
- 開催時間 / 9時～16時30分
- 休館日 / 6月15日(月)、22日(月)
- 問合せ / 秋田県教育庁南教育事務所



市営住宅入居者募集

【問合せ】建設課（角館庁舎）☎ 43-2294



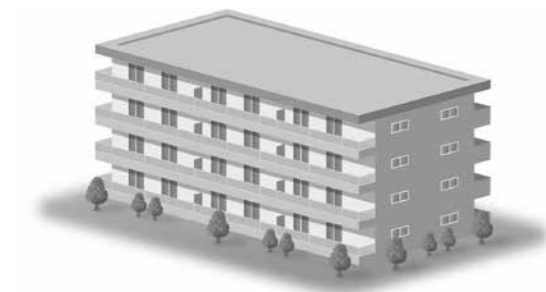
●募集住宅／

地区	住宅名	住所	規格	階数	月額家賃（所得額による）	駐車場
角館	菅沢住宅2-23 (48年)	菅沢46-2	3DK	3階建3階	15,100円から	なし
	菅沢住宅2-24 (48年)	菅沢46-2	2LDK	3階建3階	15,100円から	なし
	菅沢住宅6-88 (46年)	菅沢46-1	3DK	3階建2階	16,300円から	なし
田沢湖	公園南団地2-1 (41年)	生保内字武蔵野 105-895	2LDK	3階建2階	20,900円から	あり
	公園南団地3-3 (41年)	生保内字武蔵野 105-895	2LDK	3階建3階	20,900円から	あり
	武蔵野中央団地8-A-5 (30年)	生保内字武蔵野 102-1	1DK	1階建	12,200円から	あり
西木	松葉住宅 西201,202 (22年)	桜木内字松葉 247-3	2LDK	2階建2階	35,000円から	あり (使用料あり)

※月額家賃の3か月分の敷金の納付、連帯保証人が必要となります（抽選日から10日以内）。
※暖房器具は、湿気防止のため、屋外給排気式（FF式など）または電気ストーブを使用していただきます。
※申込は1世帯1戸限りです。

- 募集期間／6月12日（金）～25日（木）
- 入居資格／次の①～⑤までの条件にすべて当てはまること。
①現に同居し、または同居しようとする親族があること（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方その他婚姻の予約者を含む）。
- ②入居希望者の月額所得合計が15万8000円以下であること。ただし、小学校就学前の子どもがいる世帯は25万9000円以下であること。松葉住宅は所得制限なし。
- ③現に住宅に困窮していることが明らかかな方であること。
- ④市税を滞納していない方であること。
- ⑤暴力団員でないこと。
※単身入居の場合は条件がありませんのでお問い合わせください（昭和41年4月1日以前に生まれた方は申込可能など）。
- ※市外在住の方でも入居可能です。松葉住宅の月額家賃については定額となります（所得制限なし）。
- ※入居申込み希望の方は事前に建設課管理係へご連絡ください。設課管理係へご連絡ください。
- 申込方法／申込書に必要事項を記入し必要書類を添えて、募集期間内に提出してください（当日必着）。
- 提出先・申込書設置場所／建設課（角館庁舎）、田沢湖・西木市民センター

- 添付書類／
①入居希望者全員の市税の滞納がないことを証明できるもの各1通（学生は除く）
②入居希望者全員の令和8年度市県民税課税証明書各1通（所得・控除・年税額の記載のあるもの）
③入居希望者の世帯の住民票謄本1通（省略事項のないもの・婚姻予定者などは各1通）
④生活保護受給者は、生活保護受給証明書1通
⑤単身入居者は、戸籍謄本1通（単身であることが確認できるもの）
⑥その他特別な事由の書類
※いずれも市役所窓口で発行されます（手数料がかかります）。
- 選考方法／応募者多数の場合、書類審査のうえ、公開抽選（申込人によるくじ引き）を行います。
- 抽選日時／7月3日（金）14時
●抽選場所／角館庁舎2階
●201・202会議室
●入居時期／7月13日（月）から



みんなでオレンジ色の花を咲かせよう！ オレンジガーデニングプロジェクト in 仙北市のご案内

【問合せ】
包括支援センター☎ (43) 2283



オレンジガーデニングプロジェクトとは「認知症になっても暮らしやすいまちをみんなで創っていきましょう！」という思いを共有し、楽しみながら花を育て、全国各地でオレンジ色の花を咲かせるプロジェクトです。市内のグループホームに入居されている方々が育てたオレンジ色のマリーゴールドの苗と、キバナコスモスの種を市内グループホームで配布します。ぜひみなさんと仙北市をオレンジ色の花で彩りましょう。

※マークが配布日です。

地区	配布場所	6月23日	6月24日	6月25日
角館町内	グループホーム角館			※
白岩	グループホームたんぽぽ	※	※	※
	グループホーム花みづき		※	※
神代	グループホームふれあいらくらく館	※		※
生保内	グループホーム優優	※	※	
	田沢の家1号館	※		
西木	グループホーム笑んむすび		※	

●配布時間／14時～15時

※市全体でマリーゴールドの苗1000本、
キバナコスモスの種150セット（なくなり次第終了）

詳しくはこちら→



小・中学校統合準備委員会を発足

【問合せ】教育委員会 学校統合推進室
☎ 43-3381



5月12日に神代小学校・西明寺小学校・桜木内小学校の、同15日に西明寺中学校・桜木内中学校の第1回統合準備委員会を開催しました。

委員会は、各学校区の学識経験者、地域住民、保護者および教職員7名ずつで構成し、統合までに調整が必要な事項を協議していくこととなります。

会議では、各統合準備委員会の正副委員長の選任を行ったほか、協議の進め方やスケジュールなどを確認しました。今後、統合関係校の児童生徒の不安を解消するとともに、夢と希望を持てる統合を目指し協議を進めます。

統合準備委員会	神代小・西明寺小・桜木内小 (令和10年度統合)	西明寺中・桜木内中 (令和9年度統合)
委員	21名 委員長 川井朋子さん（神代小学校区）	14名 委員長 橋本勲さん（桜木内中学校区）
主な協議事項	校名、校章、校歌、通学体制、学校経営（教育課程）、PTAなど学校関係組織、学用品など	通学体制、学校経営（教育課程）、PTAなど学校関係組織、学用品など

※令和11年度統合を目指す「神代中・西明寺中・桜木内中」の統合準備委員会は、今年12月頃から協議を開始する予定です。
各統合準備委員会の協議状況は、市ホームページでご覧いただけます。

詳しくはこちら→



定住対策補助金のご案内

【問合せ】まちづくり課 ☎ (43) 3315

仙北市では、若者の市内定着、移住者の定住促進を図るために次のような各種補助事業を行っています。また、秋田県では、県外から移住される方を対象とした「A → KITA (あきた) 登録制度」を実施しています。登録いただくことで、秋田暮らしの実現に向けた継続的なサポートを受けることができます。県外にお住まいのご家族やご友人にも、ぜひお知らせください。

移住前に、A → KITA (あきた) 登録！

秋田県では A → KITA 登録後に県内に移住された方に最大 110 万円のデジタル商品券を交付する「秋田暮らし応援デジタル商品券交付事業」を始めました。詳細は下の二次元コードからご確認ください。

A → KITA(あきた)登録
詳細はこちら→



県外からの移住者の新生活を応援します

● 移住応援事業助成金／

移住日以前に、秋田県で実施している A → KITA(あきた)登録をした方で、令和 8 年 4 月 1 日以降に秋田県外から本市に移住し、定住しようとする方へ、移住に係る初期費用の負担軽減に向けた補助金を交付します。移住者のみで構成される世帯には 10 万円、市内に居住する家族と同居するために移住した世帯には 5 万円、子育て世帯加算額 5 万円のほか、雪国で暮らすために必要な暖房機器、除雪器具、自動車冬季用備品の購入費用について 10 万円を上限に助成します。

市外から移住された方の定住を応援します

● 定住促進奨励金／

市外に 5 年以上居住した後、仙北市に転入した移住者が、転入から 5 年を経過する日までに住宅を取得し定住する場合、完納した固定資産税相当額を、課税される初年度から 3 年度間助成。

結婚を希望する方のお手伝いをします

● あきた結婚支援センター入会登録料助成／

マッチングサービスなどを提供する公的な団体「あきた結婚支援センター」に新規に入会する方の入会登録料 1 万円 (登録期間 2 年間) の全額を助成。

新生活をスタートさせる新婚さんの住居費などを助成します

● 結婚新生活支援事業補助金／

令和 8 年 1 月 1 日以降に婚姻したともに 39 歳以下の夫婦で、夫婦の合計所得が 500 万円未満の新婚世帯へ、新居の取得、リフォーム、賃借、引越しにかかる費用の一部を助成。補助経費について 1 世帯当たり上限 30 万円。ただし、夫婦共に 29 歳以下の場合は 1 世帯あたり上限 60 万円。

補助金の交付を受けようとする方は申請が必要です。補助要件など詳しくは仙北市ホームページ (https://www.city.semboku.akita.jp/egukite/index.html) またはまちづくり課にお問い合わせください。

地方就職をしたい東京圏の大学生を支援します

● 地方就職支援金／

東京都内に本部がある大学・大学院の東京圏内のキャンパスへ 4 年以上 (大学院の場合は 2 年以上) 在学し、卒業・修了しているもしくは卒業見込みの方に、秋田県への就職に向けた企業説明会や採用面接などの就職活動にかかった交通費を最大 17,200 円助成します。また、大学・大学院を卒業後、就職のために秋田県内へ移住する際にかかった引越代などについても最大 108,000 円助成します。申請期限は卒業・修了日から 1 年以内かつ就業開始日から 1 年以内です。

東京圏からの A ターン就職をお考えの方へ

● 就業者等移住支援金／

直近 10 年間のうち通算 5 年以上 (転入直前については連続 1 年以上)、東京 23 区に在住または東京圏 (東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県) から東京 23 区に通勤などしていた方が、秋田県に登録されている対象法人に新規就業などで、仙北市に転入する場合、移住支援金として単身 60 万円、世帯 100 万円 (18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合、18 歳未満の方 1 人につき 100 万円を加算) を支給。テレワーク移住や関係人口枠と認められる方も条件により対象となる場合があります。申請期限は移住後 1 年以内です。

詳細はこちら→



「人材も、販路も、世界へ。高度外国人材等受入促進事業のご案内」

【問合せ】企画政策課 ☎ (43) 1112

市では、国家戦略特区の優位性を活かし、外国人エンジニアや留学生などの高度外国人材と市内企業をつなぐ取り組みを進めています。人手不足の解消や新たな販路開拓、グローバル展開のきっかけとして、ぜひ以下の事業をご活用ください。

① 合同企業マッチング会の開催

高度外国人材のニーズや市内で不足するサービスを調査する一環として、モニター調査で市内を訪れる外国人留学生などを対象に、合同企業マッチング会を開催します。「外国人材の採用に関心がある」「海外展開のヒントが欲しい」。そんな企業の皆さまにとって、外国人留学生などと直接対話できる貴重な機会です。出展希望は事務局に 7 月 17 日 (金) までにご連絡ください (先着順)。



昨年の合同企業マッチング会の様子

【合同企業マッチング会の概要】

- 日時 / 9 月 13 日 (日) 午前
 - 場所 / 市役所角館庁舎
 - 内容 / ワールドカフェ方式で、参加者が各企業ブースを巡回。少人数での深い対話を通じて、貴社の魅力を直接伝えられます。
- ※事前説明会を 7 月 29 日 (水) 15:30 ~ 16:30 に予定しています。

【問合せ】

(事務局) 株式会社角館アライアンス
Mail : semboku@kakunodate-alliance.com
TEL : 080-7541-1136

② グローバル雇用・創業ワンストップセンター

「高度外国人材とともに海外展開の第一歩を踏み出したい」「高度外国人材を雇いたいけど手続きが分からない」など、経営・採用に関するお悩みをワンストップで解決します。予約優先・無料でご利用いただけます。



コワーキングスペース ORENCHI

【ワンストップセンターの概要】

- 開設場所 / コワーキングスペース ORENCHI (秋田県仙北市角館町中菅沢 94-7)
- 対応時間 / 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10 時～ 17 時 (予約優先)

※仙北市グローバル雇用・創業ワンストップセンターの詳細は、右の二次元コードよりご覧ください。

【問合せ】

(事務局) 株式会社角館アライアンス
Mail : semboku@kakunodate-alliance.com
TEL : 080-7541-1136

詳細はこちら→

